

三浦市企業等立地促進制度(税制)

[支援内容]

固定資産税及び都市計画税の全額免除(立地後5年度分)

[対象地域]

- ・三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地
- ・旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地
- ・三浦市市民交流拠点整備事業用地※
- ・三崎漁港(本港地区及び新港地区)※

※2023年6月26日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

[適用要件]

- ・2026年3月31日までに立地して事業を開始すること
- ・国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を完納していること
- ・事業内容が本市の経済の発展に寄与し、かつ、まちづくりにふさわしいと市長が認めるものであること

[投下資本額]

- ・1億円以上の投資(土地の取得がない場合は、5,000万円以上)

三浦市企業等立地促進制度(雇用奨励金)

[支援内容]

対象地域内で事業を開始するために、市民を正社員として新規に1年以上継続雇用した場合、1名につき14万円を事業者へ交付。1事業者につき1回限り。

[対象地域]

- ・三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地
- ・旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地
- ・三浦市市民交流拠点整備事業用地※
- ・三崎漁港(本港地区及び新港地区)※

※2023年6月26日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

[適用要件]

- ・2026年3月31日までに立地して事業を開始すること
- ・国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を完納していること
- ・事業内容が本市の経済の発展に寄与し、かつ、まちづくりにふさわしいと市長が認めるものであること

問合せ

三浦市市長室 (046)882-1111(内線441)

工場立地法による緑地面積率等の緩和(三浦市工場立地法地域準則条例)

三浦市では、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

[対象地域]

工業地域、準工業地域(二町谷地区)

[支援内容]

工業地域	緑地面積率	15%以上
	環境施設面積率	20%以上
準工業地域	緑地面積率	15.7%以上
(二町谷地区)	環境施設面積率	20.7%以上

問合せ

三浦市経済部もてなし課 (046)882-1111(内線77345)